

留萌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物の措置等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第2条―第13条）

第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第14条―第21条）

第4章 補則

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置等に関して、留萌市長（以下「市長」という。）が行う認定及び変更の認定（以下「認定等」という。）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（認定基準）

第2条 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）は、法第30条第1項に掲げる基準に適合するものとする。

（事前審査）

第3条 法第29条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、市長に申請書を提出する前に、当該申請が住宅の用途に供する建築物である場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関に向上計画に係る技術的審査（以下「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に向上計画に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を依頼し、当該申請が住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を依頼し、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下この章において「適合証」という。別記様式第1号）の交付を受けるものとする。

2 前項の場合における適合証は、法第30条第1項第1号及び第2号に定める基準について、次に掲げる基準の全てに適合することを証するものとする。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準
(認定申請)

第4条 前条第1項の規定により適合証の交付を受けた者は、法第29条第1項の規定により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「法施行規則」という。）別記様式第一に定める認定申請書により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請に併せて、法第30条第2項の規定による申出を行おうとする者は、法施行規則第1条の規定により、同条に掲げる図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第5条 前条第1項の申請をしようとする者は、法施行規則第1条に掲げる図書のほか、同条の所管行政庁が必要と認める図書として、適合証を提出するものとする。

(認定の通知)

第6条 市長は、法第30条第1項の規定により向上計画の認定をしたときは、法施行規則第3条第1項の規定により、速やかに、申請者に通知するものとする。

(向上計画の変更申請)

第7条 法第31条第1項の規定により変更の認定を市長に申請しようとする者は、法施行規則別記様式第三に定める変更認定申請書により、行うものとする。

2 前項の向上計画の変更に係る手続きは、第3条から前条までの規定を準用する。

(取り下げ届)

第8条 市長から認定を受ける前に第4条第1項又は第7条第1項の規定による申請を取り下げようとする者は、取り下げ届（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第9条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定により、向上計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）の建築を取りやめるときには、取りやめ届（別記様式第3号）に法施行規則第3条第2項の規定により市長から受けた通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第10条 認定建築主は、認定計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 法第32条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上建築物状況報告書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第11条 市長は、法第30条第1項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定をしない場合には、認定をしない旨の通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第12条 市長は、法第33条に規定する改善命令は、改善命令書（別記様式第7号）より行うものとする。

（認定の取消し）

第13条 市長は、法第34条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（認定基準）

第14条 法第36条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能は、法第2条第3号に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

（事前審査）

第15条 法第36条第1項の規定により認定の申請をしようとする建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査又は、評価機関審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を依頼し、「建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証（以下「適合証」という。別記様式第9号）の交付を受けるものとする。

2 前項の場合における適合証は、法第2条第3号に定める基準について、次の各号に掲げる基準の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他のエネルギー消費性能に係る認定に資する措置に関する基準

（認定申請）

第16条 前条第1項の規定により適合証の交付を受けた所有者は、法第36条第1項の規定により、法施行規則別記様式第五に定める認定申請書を市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第17条 前条の所有者は、法施行規則第7条に定める図書のほか、同条の所管行政庁が必要と認める図書として、適合証を提出するものとする。

(認定の通知)

第18条 市長は、法第36条第2項の規定により、認定をするときは、法施行規則第8条第1項の規定により、速やかに、所有者へ認定通知書を交付する。

(取り下げ届)

第19条 市長から認定を受ける前に第16条の申請を取り下げようとする所有者は、取り下げ届(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第20条 市長は、法第36条第1項の規定による認定をしない場合には、認定をしない旨の通知書(別記様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第21条 市長は、法第37条の規定により認定を取消す場合には、認定取消通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

第4章 補則

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。